

Q. ベンチャー起業前に教員のプロジェクトとして使用申請しました。起業したので使用者を教員から株式会社に変更したいのですが、どうすればよいでしょうか？

A. VBLプロジェクト使用からベンチャー企業使用に切り替える際は、下記手続きが必要です。

【例】5月に起業して10月から企業使用に切り替える場合

① 「\*\*先生プロジェクト/～9月30日（様式3）」で退去届を提出してください。

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06.docx>

② 「(株) \*\*\*/10月1日～（様式4）」で新規で提出してください。

[https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06\\_vc.docx](https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06_vc.docx)

※②の書類は継続案件なので計画等の内容は前回様式3で提出したものとほぼ同じでも差し支えありません。

※なお、使用開始年数はベンチャーを立ち上げてから3年とカウントするので、様式4提出年の4月から3年間となります。

**Q.** ベンチャー起業前に、起業準備を目的としたプロジェクトでVBL施設の利用を計画しています。利用区分は、ベンチャー企業使用、プロジェクト使用のどちらでしょうか？

**A.** プロジェクト使用として利用申請してください（様式 1）。なお、起業プロジェクトとして実績があれば、VBL 利用料の 7 割に相当する金額を上限として 1 年間に限り利用者への財政支援を行います。本支援を受けるためには下記の書類の提出が必要です。詳しくは事務室にお問い合わせください。

<https://o-fsi.w3.kanazawa-u.ac.jp/about/vbl/vbl/update/vbl-shinsei-r3.06.docx>

**Q.** 商品の加工のために、食品取扱営業の届出をVBLの住所で出してもよいでしょうか？「許可」ではなく「届出」です。「金沢大学側に食品衛生管理等の義務」は生じません。

**A.** 施設（VBL）としての届出ではなく企業としての登録であれば（沢大学側に食品衛生管理等の義務は生じないのであれば）問題ありません。

Q. VBLの火災保険について教えてください。

A. 本学では国立大学法人総合損害保険に加入しており、VBL棟は建物として財産保険（火災等に対する補償）の対象となっています。

また、VBL棟に収容されている動産（実験機器等）については、本学所有で資産登録されているもの（取得価格50万円以上）が補償対象です。（いずれも免責金額は60万円となります。）

しかし、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの利用者が収容している動産（実験機器等）については、使用者に責任がある場合、国立大学法人総合損害保険での保険金請求は原則行わないことになる見込みです。

Q. VBLが火災になり企業所有の動産が破損した場合でも国立大学法人総合損害保険は適用にならないということでしょうか？

A. 保険対象にはなりません（大学の資産のみが対象です）。

使用者が起こした事故は当事者（発生元）が弁償することになります。

例えば、上の階の人が水漏れを起こした場合、水漏れを起こした研究室が弁償することになります。

※国立大学法人総合損害保険の補償内容の詳細は、以下のURLからご覧ください。

<https://www2.adm.kanazawa-u.ac.jp/zaimu/fisokatu/hoken.html>

（2022.06.16.アクセス確認）

Q. 起業してから数年経っています。今からVBLを使用したい場合、最初の3年は1㎡あたり月300円なのでしょうか？

A. 企業の「登記」から3年間は1㎡あたり月300円です。4年日以降は1㎡あたり1,000円です。

Q. 起業を目指す学生サークルです。「推薦」欄を書いてくれる教員がない場合はVBL工房を借りることはできないのでしょうか？学生サークルの使用は無料なので使用者の連絡先がわかればよいのでは？

A. 推薦してくれる教員を探してください。

公的な施設を貸すことになるので、教員の推薦が必要です。料金の支払いだけの問題ではありません。

Q. VBL工房使用でサークルから起業した場合、月2,000円の使用料が必要となりますが、それによってどんな権利を得られますか？

A. VBLの住所で登記可能になります。また、事務室前のメールボックスを使用できるようになるので、郵便物を大学で受け取れます。

Q. 卒業生だけのサークル(在学生不在)でVBL工房を使用することは可能でしょうか？推薦してくれる教員はいます。

A. 「企業」であれば使用できなますが、卒業後は学外者になりますので教員の推薦があってもサークルとしての使用はできません。

Q. 教員が代表者の企業がVBL工房を使用することは可能でしょうか？

A. VBL工房は学生のための起業スペースです。したがって、教員が代表者であるという理由では利用できません。なお、教職員、学生に限らず、起業目的でフリーデスクスペースの賃貸をご希望の場合は、別途ご相談下さい。